

平成30年度 公益財団法人高槻市文化振興事業団事業計画

平成30年度公益財団法人高槻市文化振興事業団の事業計画は、次に定めるとおりとする。

1. 地域の芸術・文化等の振興を図る事業 【公益目的事業】

自主文化事業の企画・実施や市民の自主的な文化活動の援助等を通じて市民文化の振興を図り、魅力ある市民文化、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的として、本事業を実施する。

(1) 文化への関心がさまざまな市民の、あらゆる世代に対して、優れた舞台芸術を鑑賞できる機会を提供する事業（鑑賞系事業）

あらゆる世代の市民に対し、幅広い分野で質の高い、多種多様な事業を実施する。また長年、高槻現代劇場の事業を運営し培ってきた実績やノウハウ、演者との繋がりを活かし、単なる鑑賞系事業にとどまらない高槻現代劇場オリジナル企画を提供する。

◇主な事業

- ・みんなで聴こう☆オーケストラ！大阪フィルハーモニー交響楽団
- ・第25回 茂山一族デラックス狂言会
- ・第21回 高槻明月能「小鍛冶」
- ・ピアノリレー記念リサイタル シプリアン・カツァリス ピアノリサイタル
- ・桂米朝一門 高槻ひる寄席

(2) 人材を育成し、新しい舞台芸術の創造に努めるとともに、市民に斬新な作品や表現に出会う機会を提供する事業（創造系事業）

芸術家や芸術団体の創作活動に対する支援のあり方やネットワーク作りについて研究を行う。また、発表機会のあり方を研究するとともに、人材育成に努める。

◇主な事業

- ・高槻 de 演劇

(3) 誰もが気軽に舞台芸術にふれ合うことを通して、市民の芸術文化活動のより一層の活性化を促進する事業（普及系事業）

普段、高槻現代劇場へ足を運ぶことの少ない市民に対し、気軽に参加できる事業を開催して、舞台芸術に触れる機会を提供する。また、子ども・青少年、高齢者などに舞台芸術に触れる機会や体験の場を提供するとともに、学校等とも連携し、アウトリーチ（ワークショップ）事業を計画的に実施する。

◇主な事業

- ・高槻現代劇場こども広場
 - ①和だいこをたたいてみよう！（和太鼓） ②らくごにふれよう！（落語）
 - ③ごにんばやしになってみよう！（能楽） ④もっとカラダでおはなししよう！（ダンス）
 - ⑤狂言を知ろう！（狂言） ⑥キッズコンサート（音楽）
 - ⑦とてででおはなししよう！（コミュニケーション）
- ・デラックス狂言会プレイベント 千作・千五郎師に聞く 茂山家三世代のいま
- ・みんなで聴こう☆オーケストラ！プレイベント
ヴァイオリニストが語る！郷古廉さんを迎えて

- ・高槻明月能プレイベント「能はゆかしい おもしろい」
- ・ピアノの魅力4スタイル
- ・ティータイムコンサート テレマンアンサンブル
- ・ティータイムコンサート 金関環の愉快的コンサート
- ・学校等アウトリーチ

(4) 市民の文化活動をさまざまな角度から支援し、舞台芸術活動がより一層身近なものとなるよう、市民生活への浸透を図る事業（市民の文化活動支援）

実行委員会形式など市内で活動する文化団体と連携し、市民参加型の事業を推進するとともに、新しい協働事業を開拓する。また、地域のプロの芸術家との連携も含め、市民協働事業のより一層の充実を図る。

◇主な事業

- ・高校吹奏楽部によるブラスの祭典 そよかぜコンサート 2018
- ・Takatsuki Earnest Dancers Vol.9（高校生ダンス発表会）
- ・高槻市民合唱団「第九」演奏会
- ・第15回 たかつき和太鼓フェスティバル
- ・第25回 ピアノリレーコンサート

(5) まちづくりの視点で、地域に貢献する事業を推進する事業（地域への貢献）

地域のイベントや地元の商店街、周辺地域と連携した事業を行い、地域の活性化に寄与し、地域と一体化した文化のまち高槻を目指す。また、市外の文化団体との連携や内外のアーティストとの交流を推進するほか、文化をとおした都市交流を推進して、高槻市のイメージ向上に寄与する。

事業団が中心となり、高槻にゆかりのある文化・芸術関係のデータベース構築、情報発信にも取り組む。

◇主な事業

- ・ティータイムコンサート 筑前琵琶 上原まり「ジュスト・高山右近」
- ・障がいのある人のための和太鼓体験
- ・第20回 高槻ジャズストリート
- ・第19回 大阪国際音楽コンクール
- ・第10回 藤井竹外奉賛全国吟詠大会
- ・筑前琵琶 山崎旭萃一門会
- ・第10回 たかつきスクール JAZZ コンテスト

(6) 市民の文化活動及び生涯学習活動を推進する事業

高槻市民の文化、芸術、生涯学習活動を推進し、文化及び生涯学習振興の発展を図るため、高槻現代劇場（高槻市立文化会館）の施設の貸与を行う。本事業は、高槻市より当財団が当該施設の指定管理者として指定を受け、高槻市立文化会館条例、高槻市立文化会館条例施行規則、高槻市立文化会館の管理及び運営に関する要綱に基づき実施する。

2. 地域の芸術・文化等の振興に資する事業 【収益事業等】

市民の芸術・文化等の振興を図り、高槻現代劇場の利用者への利便の向上を目的として、本事業を実施する。

- (1) 公益目的以外での施設の貸与
- (2) 高槻文化友の会運営事業
- (3) 広告掲載事業
- (4) 公演チケットの委託販売
- (5) 施設の利用者の利便を図る事業（自動販売機設置）